

ロックフェラー米国中小型イノベーターズ・ファンド

2019年の振り返りと今後の見通し



※ロックフェラーは、ロックフェラー・アンド・カンパニー・エルエルシーのサービス商標であり、許可を得た上で使用しています。

「ロックフェラー米国中小型イノベーターズ・ファンド」(以下、当ファンド)の運用を実質的に担当するロックフェラー・アンド・カンパニー・エルエルシー(以下、ロックフェラー)のコメントを基に、当ファンドの運用状況等をご紹介します。

2019年の米国中小型株式の上昇率は約26% (2019年12月17日時点、円ベース)



デイビッド・ハリス氏
ロックフェラーのCIO
(最高運用責任者) 兼
当ファンドの
ファンドマネージャー

- 米国中小型株式は、米中貿易摩擦激化等を受け2018年末にかけて大きく下落しましたが、2019年に入ると、米中貿易摩擦の緩和期待や、米国FRB(連邦準備制度理事会)の利下げ等を背景に上昇に転じ、2019年の円ベースでの上昇率は約26%となっています。
- 米中貿易摩擦を背景に相対的にリスクの高い中小型株式投資が手控えられたことや、対中追加関税によるコストアップと需要低下の影響等を受けた業績下振れもあり、2019年の米国中小型株式は米国大型株式を3%ポイント下回るパフォーマンスとなっています。
- 2019年の当ファンドの基準価額は小型株式の好調を受けて上昇しましたが、米国中小型株式の騰落率を若干下回りました。ただし、設定来では小型株式の銘柄選択効果を主因に、米国中小型株式を4.5%ポイント程度上回っています。

<当ファンドと米国株式(円ベース)の推移と騰落率>

(2017年10月22日(設定日前日)～2019年12月17日)



(注1) 当ファンドの推移は、当ファンドの基準価額(1万口当たり、信託報酬控除後)。当ファンドは2019年12月17日時点で分配実績はありません。

(注2) 米国中小型株式はラッセル2500、米国大型株式はS&P500。いずれも配当込み、円ベース。

(注3) 当ファンドの基準価額算出時の外貨建て資産の円換算には、基準価額算出日前日(休日の場合はその直近の最終取引日)の価格と、基準価額算出日の為替レートを使用しています。そのため、海外の株価指数の騰落についてはこの計算方法に沿って、基準価額算出日前日の価格と、基準価額算出日の為替レートにより円換算を行い、指数化し騰落率を算出しています。

(出所) Bloomberg

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは6ページをご覧ください。

今後の市場見通し (2019年12月17日時点)

- 米国中小型株式の1株当たり利益 (EPS) は、2020年に19%、2021年に14%の増益率が見込まれており、2020年以降の米国中小型株式は増益率に沿った上昇が期待されます。
- 米中貿易摩擦激化懸念の中で、2019年7-9月期決算発表時に示された慎重なガイダンス (業績見通し等) は投資家の失望を誘いましたが、米中の第一段階の合意成立で貿易摩擦激化懸念は一旦払拭されました。
- ロックフェラーでは、今後、米国中小型株式の企業業績は上方修正されるとみており、業績の上方修正を織り込む形で、2020年1-3月期の米国中小型株式は堅調に推移すると予想しています。

＜米国中小型株式の株価とEPSの推移＞

(2009年12月末～2021年12月末、株価は2019年12月17日まで)



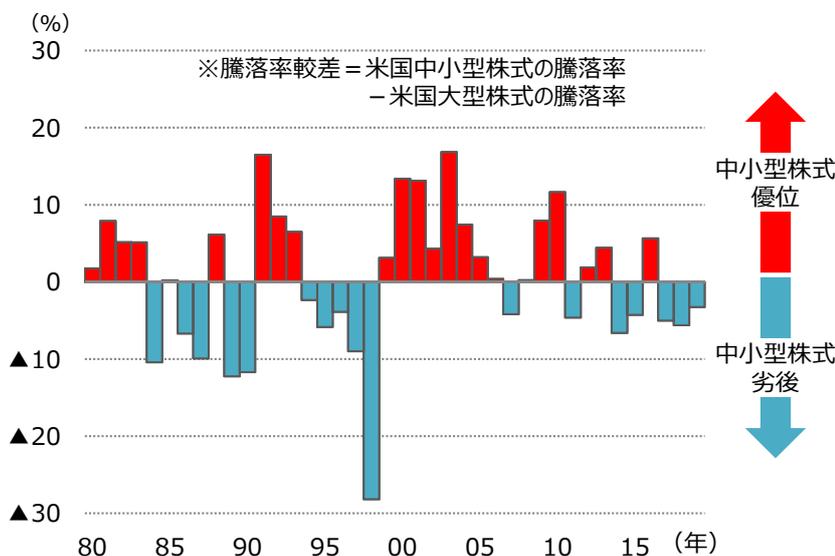
(注) 米国中小型株式はラッセル2500。EPSの予想値は2019年12月17日時点のBloomberg予想。
(出所) Bloomberg

米国中小型株式の劣後について (2019年12月17日時点)

- 2019年も、米国中小型株式の騰落率は米国大型株式を下回っており、3年連続の劣後となりそうです。
- 1980年～2018年まで39年間で、年間の騰落率が、3年以上連続して劣後したのは1度だけであり、米国中小型株式が相対的に優位となるタイミングが近づきつつあると期待されます。
- ロックフェラーでは、米国中小型株式が米中貿易摩擦の影響を大きく受けてきたことから、米中貿易摩擦の緩和が米国中小型株式のアウトパフォームのきっかけとなる可能性が高いと考えています。

＜米国株式の規模別騰落率較差 (米ドルベース)＞

(1980年～2019年、2019年は12月17日まで)



(注) 米国中小型株式はラッセル2500、米国大型株式はS&P500。いずれも配当込み。
(出所) Bloomberg

※上記は過去の実績および当資料作成時点の予想と見通しであり、当ファンドの将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。

基準価額の推移（2017年10月23日（設定日）～2019年12月17日）

- 基準価額は、米中貿易摩擦の影響を受けて2018年10～12月末頃にかけて大きく下落しましたが、その後は上昇に転じ、2019年の上昇率は12月17日時点で約25%（上昇幅は2,344円）となっています。



2019年の基準価額の主な変動要因（11月末まで）

- 11月末時点で、2019年中の基準価額は2,440円（約26%）上昇しました。株価上昇を背景に資産別では株式等が2,748円のプラス寄与となりました。
- 規模別では、小型株式の銘柄選択が好調で寄与は2,276円となりました。業種別では、ヘルスケアと金融の寄与が1,055円と551円となり、この2業種で基準価額上昇幅の3分の2程度を占めています。
- 個別銘柄のプラス寄与上位5銘柄のうち4銘柄はヘルスケア関連でした。一方、マイナス寄与上位5銘柄のうち3銘柄はヘルスケア関連でした。組み入れていたヘルスケア関連銘柄のパフォーマンスにはバラツキがありましたが、銘柄選択効果は総じて良好で、業種別の寄与は最大でした。

資産別寄与



規模別寄与



業種別寄与



銘柄別寄与（プラス、マイナス各上位5銘柄）

	銘柄名	業種	寄与
プラス寄与	インシュレット	ヘルスケア	390円
	スパーク・セラピューティクス	ヘルスケア	188円
	バーリントン・ストアーズ	一般消費財・サービス	186円
	ケメド	ヘルスケア	154円
	マシモ	ヘルスケア	152円
マイナス寄与	アピオメッド	ヘルスケア	▲165円
	オーブコム	コミュニケーション・サービス	▲128円
	コベトラス	ヘルスケア	▲120円
	ヘルスケア・サービスズ・グループ	資本財・サービス	▲73円
	メリット・メディカル・システムズ	ヘルスケア	▲68円

（注1）寄与は、2018年末～2019年11月末の基準価額の変動幅を主な要因に分解した概算値。

（注2）規模分類は、3億米ドル以上100億米ドル未満を小型株式、100億米ドル以上200億米ドル未満を中型株式、ETFをその他と定義。

（注3）業種分類は、GICS（世界産業分類基準）セクター分類。

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは6ページをご覧ください。

ファンドの特色

1. 米国中小型戦略株式マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、実質的に主として米国の中小型株式等に投資します。
 - 長期的な視点に立った徹底したリサーチを基に、高い利益成長率を維持できると判断した企業の株式に厳選投資を行います。
 - 米国の取引所に上場している、時価総額が3億～200億米ドル程度の株式を米国の中小型株式とします。
 - * 不動産投資信託（リート）および上場投資信託証券（ETF）等に投資する場合があります。
2. 実質的な運用は、富裕層の資産運用に実績のある、ロックフェラー・アンド・カンパニー・エルエルシーが行います。
 - マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部をロックフェラー・アンド・カンパニー・エルエルシーに委託します。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ ロックフェラーは、ロックフェラー・アンド・カンパニー・エルエルシーのサービス商標であり、許可を得た上で使用しています。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、主に海外の株式を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、いわゆる中小型株に着目して投資するファンドであり、株式市場全体の値動きと比較して、相対的に値動きが大きくなる場合があります。また、中小型株の値動きが株式市場全体の値動きと異なる場合、ファンドの基準価額の値動きは、株式市場全体の値動きと異なる場合があります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

お申込みメモ

購入単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

信託期間

2017年10月23日から2027年10月18日まで

決算日

毎年10月18日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

お申込不可日

ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.30% (税抜き3.00%) を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.804% (税抜き1.64%)の率を乗じた額です。
- その他の費用・手数料
上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。
- ※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ： https://www.smd-am.co.jp フリーダイヤル： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>
投資顧問会社	<p>マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。</p> <p>ロックフェラー・アンド・カンパニー・エルエルシー</p>

販売会社								
販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会 第二種	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融先物取引業協会 一般社団法人	一般社団法人 投資信託協会	備考
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
株式会社 S B I証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
岡地証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第5号	○		○			
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第6号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		

重要な注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2019年12月17日